

令和 元年 7 月 9 日

第 2 回文京区立図書館改  
修等に伴う機能向上検討  
委員会

文京区教育委員会

# 文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会会議録

第 2 号

令和元年 第 2 回

日時：令和元年7月9日（火）午後6時30分

場所：シビックセンター5階 区民会議室C

「出席」

委員長	植松 貞夫
副委員長	長谷川 幸代
委員	高野 舞
委員	岩本 祐輔
委員	鎗 清二
委員	原 一成
委員	廣松 英樹
委員	北嶋 好之
委員	高柳 茂美
委員	太刀川 あすか
委員	山崎 克己
幹事	山田 万知代
幹事	山口 真
幹事	大川 秀樹
幹事	竹田 弘一
幹事	細矢 剛史
幹事	松原 修
幹事	内藤 剛一

「事務局」

真砂中央図書館	根小屋 晃子
真砂中央図書館	松本 健
真砂中央図書館	鈴木 佐千子
真砂中央図書館	元木 絹枝
真砂中央図書館	壘山 慎吾
真砂中央図書館	倉持 正雄

## 第2回文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会 次第

日時：令和元年7月9日（火）午後6時30分から

会場：シビックセンター5階 区民会議室C

開会（6時30分）

- 1 幹事の変更について
- 2 意見提出について
- 3 今後の図書館機能のあり方について
- 4 その他

閉会（8時58分）

事前送付資料

【資料第9号】 公共図書館における電子書籍貸出サービスについて

【資料第10号】 図書館資料のICタグ管理について

席上配布資料

【資料第2号】 文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会委員等名簿  
(令和元年7月8日変更)

【資料第11号】 閲覧席等について

## 委員会開会

(18:30)

○植松委員長 皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、第2回文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会を開会します。

### 1 幹事の変更について

○植松委員長 初めに、事務局で人事異動があったとのこと。自己紹介で、お願いします。

○内藤中央図書館長 皆様はじめまして。急なことではございますけれども、7月8日付で人事異動がございまして、このたび新たに真砂中央図書館の館長に着任いたしました内藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○植松委員長 次に、事務局より、本日の資料等の確認及び委員の出席状況の報告をお願いいたします。

○内藤中央図書館長 それでは、報告させていただきます。

まず、本日の資料でございますけれども、席上に配付いたしました次第の下部の部分です。事前にお送りしました資料名が記載してございます。お持ちいただきましたでしょうか。資料を改めてご確認いただければと思います。お配りしている資料といたしましては、資料第9号「公共図書館における電子書籍サービスについて」A4判の縦で両面刷りです。それが2枚組になっております。続きまして、資料第10号「図書館資料のICタグ管理について」。こちらもA4縦判の両面刷りで3枚綴りであるものになってございます。もし、不足等ございましたら用意がございまして、挙手をお願いいたします。また、本日、当日配布資料といたしまして、資料第11号「閲覧席について」ということで、こちらもA4判縦片面刷りの1枚を配付させていただいてございます。

続きまして、本日の委員の出席状況でございますけれども、委員20名中1名の欠席となっております。また、鎗委員でございますけれども、所用によりまして途中退席なさるということで伺ってございます。幹事7名は全員出席ということでございます。

以上です。

○植松委員長 委員の出席状況ですが、設置要綱第6条により、会議の開催は委員の半数以上の出席が要件です。この要件を満たしていますので、この会議は成立します。

それでは、事務局、ほかにありますか。

○内藤中央図書館長 では、事務局より3点ほどご連絡とお願いなどがございます。

まず1点目でございます。会議運営上のお願いということになりますが、会議録の作成の都合がございまして、発言の際には挙手によりまして、ご所属であるとか団体、そしてお名前をお願いいたします。お名前を言い忘れるということがございますと、会議録作成の際に、どなたの発言かわからなくなってしまうということがございます。迅速かつ円滑に議事録を作成するためにも発言の最初にはお名前をいただけますようお願い申し上げます。それが1点目でございます。

## 2 意見提出について

○内藤中央図書館長 続きまして2点目でございますけれども、先に委員の皆様からいただいた意見表でございます。こちらの取り扱いについてでございますけれども、今回、広く皆様から意見を出していただいております。そうしましたところ、こちらで拝見しましたが、会の運営に関する件であるとか、あるいは図書館に関する個別の案件ということで、非常に広い範囲でご記載をいただきました。これを一度にお出ししますと、ちょっとわかりにくくなるのではないかと考えまして。方法としましては、今後、次回、まとめてわかりやすいようにしてお出しする。もしくは会議の進行に合わせて、それごとに提出等の工夫をさせていただきたいと思っております。これは1点お願いとしてお伝えいたします。また、この集約した意見はプリント等にしましてオープンにさせていただきたいということで、こちらもお願としてお伝えいたします。

そして、3点目でございます。こちらはご説明になります。こちらは、先の第1回の委員会がありまして、そのうち何人かの委員の皆様から今後の検討の進め方につきまして、ご意見やご心配の声というのをいただいております。そこで事務局では、まず資料第9号、第10号を送付させていただく際に、この中に「文京区立図書館改修等に伴う機能向上委員会における今後の検討の進め方について」という、ちょっと長い表題のご案内をあわせてお送りをさせていただいております。もし、今お手元があればご覧いただければと思います。もし、なければお申し付けいただければと思います。こちらの改修等に伴う機能向上検討委員会における今後の検討の進め方についてでございます。こちらは前回第1回の委員会での議論の中で、今後の検討の進め方についてわかりづらいというご指摘をいただいております。今後、議論を進める上で、改めて今後の進め方についてご説明を差し上げたいと存じます。

この進め方の文章ですが、この委員会につきましては、こちらにも書いてあるんですけども、まず、1点目としては、築50年を経過した小石川図書館、こちらの改築というのは喫緊の課題ということになってございます。また、この小石川図書館だけでなく、他の地区館につきましても開館からもう既に40年前後経過しているということで、改修等の検討が必要になっている状況がございまして。これがまずこの委員会における論点としての1点。

そして、もう一方、2点目としましては。現在、図書館のサービスを取り巻く状況というのが大きく変化している状況がございまして。今の文京区の図書館の建物が相次いで建設された昭和40年代から50年代というのは、そのときは貸出を中心とした中小規模の図書館が多くつくられた時代でした。今の文京区の図書館はその形で残っているという状況です。現在よく見られるのは、大規模で、利用される方の滞在型の図書館というのが他自治体での図書館づくりの事例です。また、そのほかICTなど電子機器、電子化したものを活用するという動きがございまして。こうした状況のもとに、今後の文京区立図書館に求められる機能、そして将来像をご議論いただきたいと。それを踏まえまして改築、改修についての議論を進めていただきたいというふうに考えてございます。

ですので、この2本立てという形ではあるんですけども、まず、図書館に関して、これからの文京の図書館の機能向上を図るための検討をいただきまして、それを基に小石川図書館の役割、規模などにつきまして順次検討していきたいというふうに考えております。

また、その後となりますけれども、本委員会の意見を受けまして、具体的な改築や改修に向けての準備をさらに進めてまいりたいという予定でございまして、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○植松委員長 今、説明がありました今後の検討の進め方について、ご意見やご質問のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○植松委員長 この委員会のミッションとして、まず最初に今後の文京区立図書館に求められる機能、将来像を議論する。続いて、小石川図書館を新しく建てる際の役割や規模について検討するという順に進めたいということです。よろしく願いいたします。

本日は、今後の図書館機能のあり方についてをテーマにご議論をお願いする予定です。終了時刻は前回同様午後8時30分を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

では、次第に沿って進めます。

### 3 今後の図書館機能のあり方について

今後の図書館機能のあり方についてというテーマに関し、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（壱山） それでは、資料の説明をさせていただきます。私、真砂中央図書館でサービス事業係で一般図書の担当をしております壱山と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料第9号、公共図書館における電子書籍貸出サービスについてをごらんください。

まず、こちらの1ページ目ですが、こちらは電子書籍についての全国的な動きと都内の導入状況についての概要となっております。

まずは、全国的な動きについてですが、1の導入経過をごらんください。こちらの2002年に北海道の岩見沢市立図書館で導入されたのが全国で初めの事例となっております。こちらは、著作権をクリアした岩波文庫を館内のパソコンなどで閲覧できるというサービスでございましたが、こちらは現在は中止ということとなっております。

次に導入されたのが、2005年の奈良県生駒市立図書館です。こちらは電子書籍端末も貸し出しを行うサービスでございましたが、こちらに記載されているとおり、ソニーがビジネスから撤退されたということでサービスが終了となってしまいました。

続いて、都内で初めての導入となるのが、千代田区立図書館でございます。こちらは2007年に導入され、現在も継続してサービスを行っております。電子図書館サービスを継続している公共図書館としては、一番長いものとなっております。

その後は、順次導入自治体はふえていってございまして、2019年1月時点で83館にまでふえております。

次に、都内の導入状況ですが、2、東京都内の導入状況をごらんください。

都内では全部で6館導入されており、先ほどもご紹介した千代田区が2007年に導入したのが初めとなっております。こちらは導入時は3,000タイトルほどでしたが、現在は7,000タイトルまでふえております。

続いて導入されたのが、都立中央図書館です。こちらはタブレット端末を貸し出して、館内でのみ閲覧できるサービスとなっております。

同様に、館内閲覧のみのサービスとなっているのが、次の中野区立図書館です。こちら

は、主に児童を対象とした資料となっており、館内の特定の箇所でのみ電子書籍が閲覧できるサービスとなっております。こちらタブレットの貸し出しをしており、据え置き型で用意されているものもございます。

これ以外にも2016年に豊島区立図書館、昨年2018年には渋谷区、そして八王子市が導入するなど、都内でも電子書籍の導入自治体はふえてきております。

次に、導入に当たってのメリット、デメリットの説明をさせていただきます。ページをめくって2ページ目をごらんください。

まずは、導入メリット、期待される効果についてお話させていただきます。

まず(1) 来館困難者へのサービス強化というところでございます。電子書籍の特徴としましては、インターネットの環境さえ整っていれば、どこからでもアクセスが可能ということがございます。こういったことがございますので、高齢者や体に障害があるなど来館することが困難な方にも図書館の資料を提供することが可能となります。こちらの◎の二つ目ですが、こちらについては、文京区では該当しない、過疎地域や豪雪地帯などというふうに記載はされておりますが、例えば雨ですとか雪のときなど悪天候なときにおいても来館しなくても自宅にしながら図書館の本が読めるという利点があるということです。

続いて、(2) 視覚障害者等へのサービス強化というところでございます。電子書籍の基本的な機能としまして、文字の拡大・縮小ですとか、音声の読み上げ、文字・背景色の変更などが基本機能として備わっております。もちろん、一定の介助は必要となりますが、視覚障害のある方や高齢の方ですとか、あとはディスレクシアといった読書が困難な方に有効なサービスを提供することができることとなっております。

こちら、※にも書いておりますが、近年、障害者差別解消法ですとか、いわゆる読書バリアフリー法などが施行されておりますので、図書館においても障害者サービスのあり方については考えていく必要があると考えます。

次に、(3) デジタル教科書で育つ世代へのサービス強化というのがございます。

近年、ICTを活用した教育が推進されておまして、学校教育の場でもタブレット端末ですとか、あとはデジタル教科書などを用いた授業が今後行われていくことが想定されます。そういった教育を受ける前に、子どもたちから電子書籍に触れることによって、スムーズに授業に順応することができるということが期待されます。また、このように電子書籍になれた子どもたちに対しても、継続して読書活動を行う場を提供するためにも必要なのではないかと考えます。

#### (4) 出版市場の活性化。

今まで電子書籍を使っていない方たちに電子書籍に触れていただくことによって、電子書籍になれ、電子書籍を購入しようというきっかけをつくることのできるのではないかとことです。これによって、電子書籍市場が活性化すれば、出版市場全体の活性にもつながることとされます。

#### (5) 省スペース化・省力化。

こちらは、現在、文京区役所でも一部の行政資料は文京の統計などもそうなんですけれども、行政資料を電子媒体のみで提供することになっているものがございます。このように紙媒体での資料が減ることによって、書架のスペースを確保することができるようになります。また、装丁の関係で長期保存が難しいマンガ資料ですとか、あとは一過性のベストセラー本など予約が多いときは一定の冊数が必要になるけれども、予約が落ちついてしまうと書架を圧迫してしまう資料がございます。こういった資料についても書架スペースですとか、保存期間を気にすることなく所蔵することができるようになります。

省力化の面では、貸出・返却は自動で行われるので、その分の窓口での事務作業は軽減されることとなります。また、貸出期限が過ぎると、自動的に返却をされる仕組みとなっておりますので、資料延滞についての督促業務ということもなくなります。

#### (6) 区民の著作活動への支援。

これは、実際に静岡県磐田市立図書館で行われている事例なんですけど、地元の中学生在が作成した絵本を電子化して図書館資料として提供しているということがあります。このように、紙媒体で出版を行おうとすると費用や手間というものがかなりかかってしましますが、電子上では比較的に行うことができます。こちらにも記載しているとおり、図書館資料を用いて調べていただいたことをまとめていただいて、それを図書館が集めて電子化して収集・提供するといった新たなサービスのモデルを提供することができる可能性もあるかなということです。

#### 続いて、(7) 紙で出版されない書籍の収集。

現在、出版方法もかなり多様化しております、今では電子書籍でしか販売しないといったケースも出てきております。現状、こういった資料は収集・提供することができませんので、これが可能になればサービスの向上にもつながることとされます。

#### 最後、(8) 資料の多元化による調査・学習の支援。

こちらが、児童図書の調べ学習に用いるようなものなんですけれども、図鑑等では動物

ですとか虫の声といった音声収録されているものがございまして、そういった声を実際に聞くことができたりします。また、立体的な3Dの映像を見ることもできますので、その映像によって動物の生態、形態ですとか、動きが確認できるなど、紙媒体ではどうしても難しい学習が可能となります。

また、言語学習においては、音声付きの資料というものもございまして、こちらを活用すればネイティブな発音を聞いて学習ができるというようなことがございます。

続いて、デメリット、課題、問題点について説明いたします。ページをめくって3ページ目をごらんください。

まず、(1) コンテンツの質、量、価格についてです。

こちら、提供されるコンテンツ数が少ないということがございます。こちらは事業者によってコンテンツ数というものは異なってくるのですが、紙書籍に比べるとやはりまだまだ少ないものとなっています。また、質的問題としましては、新刊ですとかベストセラー本といったものは、図書館向きに販売されるのが遅くなる傾向がございます。また、結果、販売されないということもございます。そして、価格についても事業者によって価格設定が異なることもありますが、やはり紙媒体よりは高価なものとなります。

(2) 事業の継続性についてです。

先ほどご紹介しましたとおり、奈良県生駒市の事例で、提供している事業者が撤退してしまうと、図書館でのサービス自体が中止せざるを得ないという状況になります。そのため、事業の継続性については疑問が残るところがございます。

(3) 収集・保存の役割についてです。

まず、図書館の役割というものが資料の収集・保存・提供というところにあると思うのですが、これは電子書籍については提供部分に限定したものとなると考えられます。こちら、電子資料のメリットでもあるのですが、ものとして持たないということになるので、やはりどうしても収集・保存といった役割を果たせないということになります。これは前段の事業の継続性でも言ったことなのですが、事業者が撤退してしまうとサービスも停止してしまう。ひいてはコンテンツ自体も消滅してしまうため、資料の保存ができないということがございます。

(4) 選定事務の増加。

電子書籍は紙媒体資料とは販売方法や提供の構造が異なりますので、選書の基準も自然と異なってくることとされます。なので、紙とは別に選定作業が必要となるため、その

分の事務量の増加が予測されます。

(5) システム統合の必要性。

現在、文京区では「文の京デジタル文庫」という電子資料の提供を行っていますが、電子書籍を導入するようになれば、こちらとの統合も考える必要がございます。

(6) 区内印刷会社、書店への影響。

こちらは図書館と出版業界との関連性については、いまだ議論があるところではございますが、電子書籍の普及自体が区内でも多い印刷会社ですとかそちらに影響を及ぼす可能性があるのではないかということで、こちらも考慮する必要があるのではないかと思っています。

(7) 児童書に関する諸所の問題点。

児童書というものは親子や読んでくれる大人と子どもが読み聞かせを通して楽しい時間を共有するコミュニケーションツールとなるため、読み上げ音声によるイメージの固定や形状が合わないということがございます。本の形状や大きさですとか、紙の質感も含めた世界観全部を作品として届けたいというものが、紙の児童書や絵本でございますので、その大きさですとか重さを感じたり、紙のページをさわることやめくることが子どもの発達において重要なことではございますが、電子書籍ではそれが不可能ということになります。

最後に、その他の電子サービスとして、電子書籍以外の電子サービスや文京区で提供しているデータベースについて、簡単に触れさせていただくことにしたいと思います。

最後の4ページ目をごらんください。

まず、その他の電子サービスですが、オーディオブックやオンラインデータベースというものがございます。

オーディオブックというものは、耳で読む本と言われておりまして、ナレーターですとか声優さんが朗読した本を聞く資料となっております。

次に、オンラインデータベースですけれども、こちらは通常有料で契約が必要なデータベースを、図書館が契約して利用者様に提供するといったサービスになっております。文京区では、ここで示しているようなデータベースを提供しております。

最後に、こちら文の京デジタル文庫ですが、こちらは文京区で提供している電子サービスとなっております。こちらは平成25年3月から始めたサービスで、地域資料や行政資料をPDF状態にして、データで誰でも閲覧ができるように提供しているサービスとなります。

以上で、こちらの資料の説明は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○植松委員長 ただいま説明がありました公共図書館における電子書籍貸出サービスについて、ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。どうぞ。

○原委員 保育園保護者代表の原です。ご説明ありがとうございました。ちょっと自分で電子書籍貸出サービスを利用したことがないので、ちょっと具体的にイメージがつきづらいということがありまして、その点ご質問です。

まず、いろいろな形態があるんだと思うんですけど、今、主流というのはデータを自分のタブレットで読めるように借りられるということですか。

○事務局（豊山） こちらの通常の一般電子書籍はそのようにダウンロードして自分の端末で見るということになってきますけれども、図書館で提供する電子書籍サービスはダウンロード型ではなくて、インターネットに接続して、そこで閲覧をするというような形が主流になっておりますので、インターネット環境がないところでは見ることができない形になっています。

○原委員 ありがとうございます。関連しての質問なんですけれども。つまり、自分ではパソコンを持っているなり、どこかパソコンがある場所に行くなりして、そこで読めますよということですね。

○植松委員長 ちょっと補足します。利用者番号にIDとパスワードが付与されて、例えば文京区立図書館の電子図書館サイトにアクセスします。IDとパスワードを入れますと文京区の図書館が契約している電子図書などのリストが出てきて、これを読みたいとなれば提供者のサーバーにつながるという形です。貸出についても、2週間なら2週間、ダイレクトにつながるような仕組みになっていて、2週間たつとそれが切られてしまうので、自動的に読めなくなるというやり方です。

○原委員 ありがとうございます。続けて幾つか質問してよろしいでしょうか。ということは、ここにも書いてあることなのかもしれないんですけども。1個そういう本の元データがあれば、一斉に貸せる。要はベストセラーとか、そういった時にも一人の人がそれを、1冊を占有するわけじゃなくて、広く一斉に貸し出すことができるという理解で正しいですか。

○事務局（豊山） 基本的に購入の仕方にもよるんですけども、アクセス権を購入するような形になっておりまして。例えばアクセス権を一つだけ買うとしたら、一人の方がそこにアクセスして読んでいる間は、ほかの人が見られない仕組みになっています。

○高柳委員 高柳です。普通、アクセス1件とか2件とか小さいものがあるんですけど、

公共図書館で入れる場合は、どのくらいのアクセス数を契約するのが普通なんですか。

○事務局（壘山） やはり1冊につき1アクセスぐらいが通常ですね。

○高柳委員 それでなおかつ紙媒体も購入せざるを得ないのですか、その場合。

○事務局（壘山） そうですね。

○高柳委員 件数が少ないということですね。そうすると紙媒体も買うし契約もすると。

○事務局（壘山） そうですね。今後はどうなるかわかりませんが、今現在ではやはり電子書籍のコンテンツ数が少ないものですから、紙媒体を一切なくすということは絶対にできないと思うんですね。それにインターネット環境を持っていない方も絶対いらっしゃいますので、そちらだけにシフトしてしまうと、紙で読みたい方のサービスを提供できないということになりますので、やはり両方を持つ必要があるのかなということはあると思いますね。

○植松委員長 どうぞ。

○原委員 続けて、保護者代表の原です。ごめんなさい、ちょっと身もふたもないような質問になっちゃうかもしれないんですけど。それを中央で一元管理でやらずに各自治体でやる意義というのはどういうものなんでしょうかというのをふとっているんですけど。

○植松委員長 それは例えば国全体で一つの電子図書館を運営して、そこを全ての国民が利用すればいいじゃないかというご意見だと思います。

○原委員 そうです。

○植松委員長 ですが、集めた税金で住民サービスをするという自治体の基本的な仕組みがありますから、それぞれの自治体でそれぞれの住民へのサービスとして提供するのがよろしいのではないかという考え方だと思います。そのため、日本ではまだ国全体でのという議論は進んでいません。

○植松委員長 ほかにいかがでしょうか。

○高野委員 区幼P連の高野です。検索方法についての質問なんですが、実際に電子書籍の貸し出しを利用したことがまだなくて。検索をする際には、電子書籍だけの検索をしなければいけないのか。もし可能であるならば、紙の媒体も電子書籍も同じように検索をして、その上で本がある、電子媒体もある、どちらを選択するかというのが選べると、非常に使いやすいと感じたんですが。現状では、それぞればらばらに検索をするようになっていきますか。

○事務局（壘山） システムのつくり方によって結構違うところがありまして。つまり紙

と電子を一緒に検索で出せるところもありますけれども、やはり電子図書館は電子書籍だけという形の検索になっているものがあるんですね。やはりそのシステムのつくり方次第というところになります。

○高野委員 ありがとうございます。

○植松委員長 どうぞ。

○岩本委員 小P連の岩本です。今、使われているようなEBSCOとかLibrariE&TRC-DLとか、このあたりのラインナップというのはどんな感じなのかちょっと知りたいんですけど。一般書が多いのか専門書が多いのか、そのあたりからお願いします。

○事務局（島山） システムによってちょっと違ってくるところもあるんですけど。例えばこの都立図書館で使っているEBSCOなんていうのは、例えば学術書ですとか教育書がメインなものになっておりますけれども、それ以外のLibrariE&TRC-DLについては、やはり文芸書がかなりの部分を占めているというような形になっております。

○岩本委員 ありがとうございます。そうすると、どのデータベースを選ぶのかということも少し考えたほうがいいと思います。

○植松委員長 どうぞ。

○高柳委員 高柳でございます。電子書籍というものについては、今、委員長がおっしゃったようにジャーナル、雑誌関係、特に医療雑誌に関しては、ほとんどのものがオンライン購入したり、コンソーシアムといった共同購入の形をとったりしていると思うんです。公共図書館で考える場合は、あくまでも書籍という部分ですので、雑誌関係は、ジャーナルは特にないと思うんですけども、昔、私が働いていたころは書籍、電子書籍そのものがまだ本当に数点しかなかったので導入できないような状況だったんです。今、先ほどのお話を聞いたらインターネットで契約するのが、主流になってきているということで、今の内容という部分は、いわゆる一般書籍かマンガ関係、そういった類のものも入ってきているのでと思ったんですが、内容としたら。

○事務局（島山） コンテンツの内訳としましては、要は一般書ですとか、あとは児童書、絵本とかの類という感じですね。

○高柳委員 ですよ。そうすると、公共図書館の専門性に関しては、全般にわたるわけですから、専門書に関すれば、かなりの巨額のデータベースを含めることになってしまうと思うんですけども。こういうところで考える場合は、今の一般書あるいは児童書関係と

いうことを考えていくんでしょうか。

○事務局（嶋山） 余り専門性の高い資料は、先ほども言ったとおりシステムのものの特徴によって結構変わってくるところではあるんですけども。どのシステムを入れるかによるんですけども。余り専門的な資料というよりかは、一般的に読まれる資料のほうがサービスの形としてはいいのかなというところがありますけれども。

○高柳委員 そうしますと、一般書と児童書ということになると、今度、利用者がどういうふうな層になる。やはり紙媒体も必要で、そして今全般的に電子書籍が流行っているということで今考えているのであれば、当然のことながら入れた部分のメリットのほうにどのぐらい反映できるかというのが大きな問題になると思うんですけども。利用者層がどのぐらいこれを入れることによって利用するのかなという部分を考えないと、一番大きなメリットというのは、どのぐらいの人たちが利用するかということになってくるとは思うんですね。なので、その辺のところはどのように考えているのか、ちょっとお伺いいたします。

○内藤中央図書館長 一般的な意見というのに近い話になってしまいますが、先ほどもお話ししたとおり、一般書等が非常に多いというところからしますと、年齢はちょっとわかりませんが、比較的やはり雑誌だとか、そういうのに触れるような世代に限られると思われまます。

ただ気になりますのは、やはり、子どもの場合は小さなうちから最近ではタブレットであるとか、そういうのもう親しんで生活してきている世代になりますので、今後においては、もしかしたら更に広まっていく可能性というのは、確かに否めないかなと思います。使う人が多くなれば、その分、一般書だけではなくて専門書も一定出てくるかもしれないし、そういった可能性というのは秘めているのではないかなというふうには思います。今の段階ではまだ具体的な数字を出していませんので何とも申し上げられませんが。

○高柳委員 はい、わかりました。

○植松委員長 どうぞ。

○岩本委員 小P連の岩本です。導入における課題、問題点ということで。今、これは専門書のジャーナルなんかでよく言われているんですけど、すごくどんどんデータベースの値段が高くなっちゃって、図書館を打ち切らざるを得ないみたいなことがすごくやっぱり世界的な問題になっております。仮にこういうシステムを導入したときに、やっぱりそういう業者さんとのパワーバランスで強気で値上げされちゃうと断れないので、それはそれ

で一つのミスかなと思うんですけれども。そのあたりはどういうふうに考えてらっしゃいますか。

○内藤中央図書館長 図書の購入あるいは電子書籍についてもそうなのですが、当然、区で購入するものですので、事前にまず契約というところで、どれぐらいのレベルで適切に購入していただけるか、また入札にかけていくかというところが一定の基準になるかと思えます。ただ、今のところはまだ基準がないので何とも申し上げられませんけれども。

○植松委員長 学術分野の電子ジャーナル・データベースは、競争相手のいない独占的な販売ですので、価格上昇を抑えることができにくい媒体です。しかし、公共図書館が扱うものは競争相手が存在する状況にありますから、それほどむちゃな値上がりは起こらないのではないかと考えられます。

○植松委員長 廣松さん、お立場からいかがでしょうか。

○廣松委員 児童書の絵本については、弊社はデジタル化するつもりはないんです。この資料に書かれているとおり、親子で一緒に手に取って読んでもらうということを考えていますし、サイズが絵本でバラバラになっているは、一つ一つに合ったサイズで作っているものですから。絵本は、親御さんや親しい方に一緒に読んでもらうことで安心して聞くということがやっぱり一番いいと弊社では思っていますので、誰かが、声優さんとかが代わりに読んだ声で聞くというものではないという風に思っています。そういう意味で電子書籍のコンテンツというところで行くと、児童書の絵本はちょっと不向きかなとも思います。

先ほどの導入のメリットの2番目のところで、バリアフリーのことを言われていたと思いますが、伊藤忠財団さんでも読書に障害を持つ方々向けに取り組んでおられます。そういうところに取り組んでいくことは重要だと思いますが、便利だから電子書籍をどんどん入れちゃうと、出版社の立場からすると紙の方がどんどん売れなくなってしまう。書店さんもなくなって、じゃあ図書館に入れるだけの本を作るんですかという話になっていく、まあバランスだとは思っています。今、出版社ではロングテールの作品については電子書籍化や、小ロット生産で対応するようになってきてはいますが、どんどんその方向に流れていってしまうと、紙の本は作らないという傾向になっていってしまうのではないかと。そうすると、先ほどありましたが継続性の点から資料として残らないこともあるのではないかと。思います。

バリアフリーの点は非常に大きいと思います。老人の方々が字を拡大して見る。文京区の図書館にも字の大きな本がありますが、これにも限度がある。いつか電子書籍だけの

時代が来るかもしれないですが、そこに行くまでには、まずはバリアフリーのところを中心に、耳や目に障害を持っている方々に対応するというのが一義的なのかなと思います。

文京区の図書館を回ってみました。もう歩けば全部回れるぐらいのところにある。貸出も夜9時まで開いているし、来館して借りてもらおう。借りにこられないとか、借りてもその本が読めないとかいう方のために電子書籍を当面導入していくというのが流れで、基本ではないかという気がしています。電子書籍の方に話があまりいっちゃうと、じゃあ両方入れるというとお金もかかるし、両方収集していくということになると事務の煩雑さも考えて、整理していかないといけないかと思っています。絵本について、弊社はデジタル化は考えていないので弊社の本は載らないかもしれませんが。

○内藤中央図書館長 確かに今、委員よりお話いただいたとおり、現在電子書籍というのは何と言いますか、まだこれから進んでいく内容で、あと確かに図書館として一番大きな部分としてはコンテンツが残らないという部分について、十分留意してかかる必要があるのではないかなとは思っています。ただ、やはり書籍や文書というのを身近に読んでいただくというところからすれば、確かに状況を見て考えていく必要があるかもしれない、また身体障害等を持っておられる方への寄与であるとか。また、あと文京区の資料などにつきましても電子化したものも出ておりますので、こういったものを見ていただくためにも一定導入というのは必要あるのかなというふうには感じております。

○植松委員長 文京区では、先ほどご説明ありましたように電子版のみしか作成されていない行政資料がありますので、図書館に電子資料を見る仕組みがないと困るということになります。

○竹田幹事 先ほどの事務局の説明の中で文京の統計というのが出ましたが、区民課長が文京の統計を発表しているんですけども、以前、冊子の形で出していたんですが、今は電子データだけで区のホームページのほうから見られる形になっています。確かPDFだったかと思います。

○植松委員長 そのホームページから、何年か後に消えてしまうということになりますか。

○竹田幹事 それはずっとデータ、毎年の統計については毎年蓄積してありますので、基本的には確保していると思いますので、そこは大丈夫です。

実際、文京の統計ですと区のホームページのほうから統計資料のページに行ってくださいと、いろんな統計資料が出てくるので、文京の統計というのを選択していただくと年度別で並んでいますので、そこで必要なところをクリックしていただければ、そこにアクセ

スできることになっています。

○植松委員長 図書館としてそれを行政資料として収集しようとする、そこへのリンクを張るということになるんですね。

○竹田幹事 今でもPDF資料については、そういう面ではデジタルコンテンツで公開しておりますので、そちらでござんいただける。

○植松委員長 どうぞ。

○原委員 保護者会の原です。導入メリットとして、先ほどサービス事業者が中止したらこれは見られなくなっちゃう、そういうお話ではありましたけども、逆にメリットとしては本というのは劣化するもの、導入してから10年、20年、30年たつと劣化するものがあるので、データ上であればそこは逆に続く限りはないと、そういうことを思いまして、重要発言というふうに思います。

○植松委員長 ほかにはどうでしょうか。

○竹田幹事 さっきの補足なんですけど。文京の統計はPDF資料のほかにエクセルで出力できますので、そういった取り込みもできます。

○植松委員長 どうぞ。

○山田幹事 図書館流通センターの山田です。いわゆる売っている電子書籍を図書館で集めるというのは、もしかするとまだまだコンテンツが足りないかと思うんです。例えば、図書館のたくさん本を読んでいる子どもたちのつくった創作の作品、それから年配の方はすてきなものをおつくりになって、たくさん図書館に紙で寄贈してくださるんですが、なかなか図書館ではおさめることができないので、そういったものをデジタル化して文京区の図書館らしい電子図書館というのをつくり込むのが一つあるかなと思います。以上です。

○植松委員長 ありがとうございます。(6)のところです。

○植松委員長 続きまして、次の話題、資料第10号、図書館資料のICタグ管理について、説明をいただきます。

○事務局(根小屋) 真砂中央図書館管理係長の根小屋と申します。よろしく願いいたします。

図書館事業のICタグ管理につきまして説明をさせていただきます。

資料の1番、文京区立図書館の資料管理方式の推移でございます。

昭和53年に水道端図書館を開館したときに、コンピュータ方式を区内で初めて導入いたしました。その後、平成3年にデータのオンライン化が完了しました。平成18年は本郷図

書館が地域活動センターとの複合施設として再開館する関係がございまして、管理上の理由から資料に磁気テープを張りつけて施設の入り口にBDSゲート（盗難防止ゲート）を設置しております。現在では、全館でバーコードによる資料管理を行うとともに、本郷図書館のみ磁気テープを貼付しているような状態でございます。

2番、他区の状況でございます。下段にございます表をごらんください。

23区の導入状況でございますが、導入済みまたは導入中が15区でございます。導入予定が2区で合計17区ですと23区のうち74%がほぼICタグを導入しているという状況でございます。未導入が6区でございますけれども、この中に文京区も含まれております。その未導入のブロックについては、文京区では磁気テープによる盗難防止ゲートについては設置をしているという状態です。

3番、ICタグでございます。

これは小さな無線ICチップを埋め込んだタグになります。皆さんご存じかと思いますが、もしかしたら、ご覧になったことがないという方もいらっしゃるかと思ひまして、事務局で見本を用意しましたので、順に回していただければと思ひます。このような小さなICチップを本の内側に貼りつけて盗難防止などに役立ってます。

資料をご覧いただくとICタグとしては周波数の違いによりHF帯、それからUHF帯の二つに分かれております。特徴としては、HF帯は通信距離が短く、またUHF帯は通信距離が長いということになります。それぞれの特徴に基づいて、2ページ目に続く表のようなすみ分けがなされているところでございます。HF帯は図書館で昔から使われている方式でございまして、UHF帯は、主に流通業界で発展しており、最近は図書館でも使われるようになってきました。

次に、4番、ICタグ関連機器でございます。右側にイメージ図がございまして、あわせてご覧ください。

(1) リーダライタ。こちらはICタグを読み書きする機具になります。貸出や返却時に使用いたします。

(2) BDSゲート、盗難防止ゲートでございます。図書館の出入口に設置し、通過時にICタグ情報を読み取るゲートになります。不正持ち出しを検知して、アラームを鳴らします。また、入館者数をカウントし、利用統計に反映することができます。図書館ですと、貸出数が一つの指標になりますけれども、閲覧だけ、あるいは勉強するだけといった目的の来館者数を指標としてとることが可能となるものです。

(3) 蔵書点検機器。これは蔵書管理で使用することになります。I C タグを読み込む持ち運び式の機器になります。

続きまして、3 ページになります。

(4) 自動貸出機。こちらは利用者が自分で貸出処理ができる機械となります。セルフ化によって利用者のプライバシーを保護します。図書館員はカウンターで貸出や返却などを行います。当然、図書館員には読書の秘密、守秘義務が課せられていますけれども、利用者にとってはご自身がどういったものを読んでいるかといったことを、カウンターのスタッフを介さず、ご自身で借りたいというご希望をお持ちの方がいらっしゃいます。当然、図書館側は利用者の貸出情報等をコンピュータで管理するのですが、そういったカウンターでの対面的な部分でプライバシーを保護されるということになります。

(5) 自動返却機。こちらと同じようにご自身で操作していただきます。図書を機械に投入すると同時に返却処理が自動的にされますので、利用者の方はすぐに次の資料を借りることができます。

(4) と (5) につきましては、特に利用者の利便性を高めるということで注目をされている部分でございます。

(6) セルフ予約棚です。右側の写真のように、かなりのスペースが必要とされるようなサービスでございます。

利用者の方が、自分で予約資料の貸出もできる機器になります。図書館の一角に予約棚コーナーを設置いたします。後半に書いてありますように、管理業務が大幅に軽減されますので、スタッフはレファレンスをはじめとする本来の図書館業務に専念することが可能となるものでございます。

5、導入方法とメリット、注意点でございます。

(1) 全館で一斉に導入する場合でございます。

文京区の場合は、真砂中央図書館の図書室と7館の地区館、それから2館の図書室がございますけれども、どのような方法でI C T化を進めていくかを考える際の条件となります。

全館で一斉に導入する場合は、全館の資料にI C タグを貼付して、完了して履行していきます。盗難ゲートを設置することで、不正の持ち出し等も削減することができます。記載のように、図書館の規模にもよりますが、既存資料へのI C タグの貼付に約1億円の初期経費が必要となってまいります。

(2) 1館ずつ準備が整い次第、順次導入する場合でございます。

記載のとおり、カウンターでの貸出は、ICタグの有る資料と、それから予約本のようにICタグを貼ってない資料が混在するため、ICタグだけの貸出処理の時間短縮にはつながらない可能性があります。自動返却機や予約棚は、全館のICタグの貼付が完了するまでは導入することはできないということです。

続いて、4ページをごらんください。

(3) 所蔵資料を段階的に導入する場合でございます。

所蔵する資料のうち図書館で不明資料となりやすいものとして、新着資料、視聴覚資料CDなどがあります。こうした資料と持ち出し禁止の資料、貴重書などを優先して、まずは全館において順次ICタグを貼付していきます。全資料の貼付が終わるまでは、資料はバーコードで管理するということになります。

次に、6番、導入における課題でございます。

(1) コストでございます。

こちらは図書館の規模や、それからIC対応をどのような仕様にするかというので、金額は全く変わってきますので、あくまでも参考としてご覧ください。

①全館一斉に導入し、全館に自動貸出機を設置した場合、億単位の経費が必要になります。

②真砂中央図書館のみ導入し、自動貸出機、自動返却機、セルフ予約棚などのフルセットを設置した場合も同様の金額になってございます。

③全館に盗難防止ゲートのみを設置した場合、こちらは比較的lowコストで設置が可能となります。

(2) 設置スペースでございます。

自動返却機やセルフ予約棚については、設置するために一定程度のスペースが必要となります。既存館では、開架書架を撤去するなどして設置スペースを確保する必要がございます。平成28年度に全面改修した真砂中央図書館につきましては、ある程度スペースの確保ができるので、自動貸出機、自動返却機、セルフ予約棚の設置が可能ですが、地区館につきましては、今後の改築又は改修時に、セルフ機器の設置スペースについて検討していくことになります。ただし大塚公園みどりの図書室や根津図書室のように小規模館につきましては、関連機器の小規模化が実現した時点で導入の検討が可能になります。つまり、現時点での導入は難しいものと考えております。

最後に、参考として文京区立図書館の不明除籍資料点数の一覧を載せてございます。こ

ちらは年1回図書館が年間5日以内で特別整理を実施して、全資料の点検、棚卸を行っております。点検した結果、2年連続して不明になったときは、資料の除籍の処分を行っております。その処理が行われた資料が何点あったというものをまとめたものでございます。

これを見て、読み取れる内容としては、2番目に書いてあります本郷図書館がでございます。こちらのほうは、先ほど申し上げたように地域活動センターと複合施設になっている関係で、来館者の動線を分けることができないということで、開館当時から盗難防止ゲートをつけております。ですから、一番右の蔵書数の割合から見ていただくとわかりますように不明図書の数がかなり少ないものとなっております。盗難防止ゲートの効果が発揮されているということが、この数字でわかります。5番目、水道端図書館でございます。平成28年度は988点不明が発生したのですが、平成30年度472点不明ということで、大体2分の1になってございます。こちらについては、水道端図書館に確認したところ、28年度にCDが棚ごとなくなるようなことがあったそうです。そういったことが29年度以降なくなったということです。これは、不明になりやすいシリーズものがあつたので、配架する場所をスタッフの目の届きやすい棚に移したことで、ある程度防いだというような努力の結果、こういった点数になっているということです。

ただ注意していただきたいことは、不明資料の数を積み上げてこの数字になっているわけでございますけれども、現在でも購入できる資料に比べ、絶版になってしまった資料が不明になったときは、図書館としても大きな損失となります。絶版の資料がなくなってしまうと、代替のきかない1点ものであるため、蔵書構成自体に影響が出てくる場合もございますので、これについては蔵書構成を維持するといった意味でも配慮というものは必要だと思っております。

参考までに申し上げますと、不明資料の金額につきましては、概算でございますけれども、28年度は全館合わせると約760万円になります。29年度が約830万円、平成30年度は水道端の影響によるものでしょうか、大体500万円程度でございます。やはり、毎年500万円以上の区民の大事な財産がなくなってしまうというのは、一定の対応策をとる必要があると考えるものでございます。

ちなみに、今年度は地区館と中央館におきまして、図書館職員の死角になりやすい箇所に防犯カメラを設置する予定でございます。

説明は以上でございます。

○植松委員長 今のは予定ですか、過去形ですか。

○事務局（根小屋） 今年度中に設置いたします。平成 29 年度は地区館 2 館に設置しております。資料をご覧いただきますと小石川図書館の不明図書は 28 年度から 29 年度にかけて 300 冊弱ほどの差が生じています。

○山田幹事 年ごとに全く不明の数は違います。カウンタースタッフも巡回をしたり、防犯ミラーつけたりしているんですけども。例えばお並びになっている方の後ろをじろじろずっとつけ回すことできませんし。ただ、余りにも怪しい方については、危機管理の警察官を夜間巡回して確認しています。見ていますよという意味で巡回はしておりますけれども、それでどのぐらい防げるのかという疑問はあります。例えば大塚公園みどりの図書室など小さいところでカウンターのすぐ横が CD なんですけども、AKB 関係のアイドルの CD をよく、ぱっと持っていかれるようです。本当に気をつけてはいるんですけども、そこは本当に手をこまねいています。

○植松委員長 IC タグによって不正な持ち出しを管理すると同時に、それ以外の図書館サービスへの発展を図っていこうという機能向上の一つとして IC タグで蔵書管理をしたらどうかということです。このことについて皆様のご質問・ご意見等ありましたら挙手でお願いします。どうぞ。

○高柳委員 高柳でございます。やはり IC タグを入れるのは、大きな問題、二つメリット的にはあると思うんですけども。BDS の持ち出し禁止のところのチェックと、それからあと貸出、自動貸出になっていく上での管理だと思うんですけども。ただ、この IC を全部タグをつけるという部分に関しては、相当な金額になると思うんですね。今、全部がオープン図書になっているわけではないですよ。そうしますと、閉架になっていく部分は、その都度司書の人たちが図書を出してきているわけですから、管理はしっかりされているはずだと思うんですね。ただ、図書館が多いですから一斉にやるとなるときの IC タグをつける金額と、それから手間、期間ですよ、かなりのものになるし。今、多分、貸出についてのバーコードあたりは全部されていると思いますので、図書の中でのデータ管理はされているはずなので、そこは多分リンクして新しいデータとしては移行できると思うんですが。多分、IC のデータを入れることによって、恐らくもっと多くのデータを足していくことになるかと思うんですけども。そういった付随的なものが、1 億円部分等になり全館と真砂中央図書館のところは余り差がなくて、自動返却とかほかの部分も入っているけれども。2 番のほうの真砂中央図書館を大きく入れるのがいいのか。あるいは本当に各館のなくなっているというところも含めながら、オープンに出ている部分から

やっていくか、あるいは新刊の受け入れしているところからやっていくとか、いろいろ方法論があると思うんですけど。

○事務局（根小屋） 今、ご指摘いただきましたように、費用対効果によると考えております。真砂のようにある程度条件が整っているところだと導入しやすいです。それから先ほど申し上げたように不明になりやすい資料を優先してICタグを貼るという二つの方法を使いますので、そこは見きわめながら進めていきたいと思っております。今の時点で全館一斉に、あるいは1館ずつとかということを決定していませんので、ここで委員の皆さんからご意見をいただきまして、参考にしながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○植松委員長 どうぞ。

○北嶋委員 北嶋です。質問なんですけども、このICタグを導入したときに、通常、管理業務で省略ができる部分で、マンパワーっていうのは年間どれぐらいあるのか。

○事務局（根小屋） そこまでは、まだ積算が進んでおりませんので、これから検討していきたいと考えております。先進事例がございますので、事例を踏まえながら具体的にどれぐらいということは確認してまいりたいと思います。

○植松委員長 どうぞ。

○北嶋委員 一番関心があるのは、盗難防止とかという話もあるんですけども、積極的に関わられる。そこにいる職員が何人かいらっしゃるんですね。その方たちが通常の管理だけにいっちゃうのではなくて、地域への住民に対するいろんな形のサービスにどのぐらい貢献できるのか、その割合はどのぐらいふえるのかというのを、人件費計算でしてみると、例えば1億とか何千万という運用費がそれであるのかなという計算方法が成り立つと思いますから、その説得力がないとそれに対する判断というのは、ちょっとしづらいのかなという気がします。

○事務局（根小屋） はい。

○植松委員長 よろしいですか。

○事務局（根小屋） ご意見としてお伺いいたしました。

○植松委員長 どうぞ。

○山口幹事 今のご質問に関連して。先般お話したとおり、私がいた前図書館はICタグが導入されていた図書館ですが、自動貸出機については若い人は積極的に利用しています。入館者数は一日平均すると1,800人ほどあり、貸出数も1,500冊以上ですので

業務の効率化を考えると、まとめて10冊以上も読み取れるICタグは効果的です。盗難防止という意味でもほぼゲートでチェックできるので1冊も漏れがないと言いたいのですが、ICタグ不良のケースもあり100%安全とはいえないのが現状です。

○植松委員長 どうぞ。

○太刀川委員 ICタグをつけたら、すごく扱いやすくなるのは、もうそれは想像に難くないのですけれども。やっぱり一番心配というかICタグをつける必要性をなぜ求めるかという、やっぱり盗難防止で、新しく買えるものは買ったりするのはできるのですけれども、貴重なものなんかは買えないのでなくさないようにしたい。つけるのはわかるんですけども実際、持ち出したときに追いかけてたりできるのか。カウンターで接客中の方が気がついて、音が鳴ったりするんでしょうか、将来的に。

○事務局（根小屋） はい。

○太刀川委員 音がするんですか。音が鳴る。それは一般的な商店とかにもされているのでわかるんですけども。じゃあ、スタッフの方が走って追いかけて間に合うものかどうか。

○事務局（根小屋） ケースによると思います。

○太刀川委員 そうすると、端的にお金を使った割にどのくらい盗難の数が減ってくるのかなとか。

○植松委員長 でも、本郷の例で見ると、一桁違いますから、心理的な抑止効果があると認められます。それは多くの図書館でも認められているところだと思います。

○山口幹事 それこそ、ある程度の方が磁気タグをご理解されていると思いますが、他区の相互貸借の磁気タグのものが反応することが年に1回くらいはあります。図書館入口にゲートがあるのですが、脇を通ると反応しない場合がありそういう事がある程度解消されていければ、もっと有効になると思います。

○植松委員長 どうぞ。

○太刀川委員 防犯カメラは設置されていて、割と鮮明に映ってはいませんか。

○事務局（根小屋） 平成29年度に小石川図書館と本郷図書館に設置いたしました。その後、残る地区館5館と真砂中央図書館を含めて設置を予定しております。以前、小石川図書館の画像を拝見したことがあるのですが、かなり鮮明であるという印象を受けました。

○山田幹事 防犯カメラ導入したのは、館内で痴漢が出まして、変質者が出るからその対策ということでございます。私どもは防犯カメラを随時見ている、あの人が悪いことして

いるとずっと見ているわけではありませんので。何か事件が起きたときに、それは中央の館長に見ていただいた上で警察に通報して、そのときの証拠ということで見るのであって、それと防犯カメラとICの問題はちょっと別になるかと思います。

○太刀川委員 不明の書籍というのは、やはりCDとかですか。

○事務局(根小屋) 比較的CDがコンパクトであることとで、数はお示しできませんが、一般図書よりも不明になる件数は多いと思います。

○太刀川委員 そうするとやっぱりICをつけるなら、もし優先順位をつける場合は、高価なものであったりCDからつけるというのはいいかなと思うんですが。

○植松委員長 どうぞ。

○高柳委員 先ほども出していた雑誌はたしか保存期間って短いんですよね。何か月か。

○事務局(根小屋) 週刊誌であるとか月刊誌によって保存年限はそれぞれでございますけども、全館で調整をしながら保存をしております。具体的には、電算担当の方からご説明します。

○事務局(元木) 管理係電算担当の元木と申します。雑誌につきましては、大体短いものですと3カ月の保存期間から、あるいは長期間永年保存というものもございます。ICタグを貼付する場合、雑誌につきましてはご指摘のとおり短期間で除籍していくものも多いものですから、恐らくやるとしましたら、後ろ側に袋か何かを入れまして、そこにICタグを入れて、除籍をするときにそのICタグを抜き出し、またリサイクルをするというようなことを考えております。

○高柳委員 昔、ちょっと勤めていたところが、そこがちょっとICではなくて、電波式ではあったんです。やはり年間に何百冊という不明が出ていたんですけども。学生ですから4年間持っていて、卒業するときに返却していくこともあるのですが。ですけども、それBDSを入れてから、年間10冊以下でした。誤作動もほとんどなかったです。それはそれで、かなり効果がありました。それから、監視カメラについて、時間延長になってきた時点で、夜は職員が少なくなるのでやはり管理上、防犯上、一般の人が生涯学習とかで入ってくるのがあったので、監視カメラを入れるという状態にしたら、持ち出しで、たしかおっしゃったように、持ち出しのためというのではない、少し抑止力になるんですから、むしろ目立つところにぼんと置いといたほうがいいのかないかなというふうには感じました。

以上でございます。

○植松委員長 どうぞ。

○岩本委員 岩本です。資料の3ページ目に導入方法とメリット、注意点をまとめたいて、これを読むと5番(2)の1館ずつ順次導入するというのは、やっぱりある資料とない資料が存在しちゃうということで結構煩雑になるのかな。あえてこうやって書いてくださっているの、多分ちょっと1館ずつ順次導入をしても、余り効果が見られないという印象をお持ちだと思うんですが。そういう認識でよろしいですか。

○事務局(元木) 管理系の元木です。ご指摘のとおり、費用対効果、人員の再配置という面では、自動返却機と予約棚まで入れた段階でようやく実現するのかなと思っております。と言いますのも、自動貸出機をセルフ化するだけですと、どうしても返却のために窓口にお客さんがいらっしゃるということで、窓口常に職員が配置していなければいけないということになります。そうしますと、ほかのお客さんを案内したいと思っても、そちらのほうに行けないということになります。自動返却機あるいは予約棚を入れて貸し出しのほぼ99%がセルフ化すれば、窓口を人を常時配置しなくてもご案内に出ることができるようになりますので、そういった意味ではご指摘のとおりだと考えております。

○岩本委員 やっぱり、結構私も予約資料が多いので、ちょっと予約資料のところまで対応できないみたいなことがあって、それは多分図書館の現場の方は大変だと思います。

あとは、4ページ目の導入における課題、コストのところ、ちょっと①、②のコストの差が余りないのが、運用経費はもちろん違うんですけど、初期経費が余り変わらないんですね。私もよくわからないんですけども。全館一斉導入と真砂中央図書館と1,000万しか変わらない。

○事務局(元木) こちらが5番の導入例のほうですと、1館ずつ順次となっているんですが、こちらの6番(1)②のほうでは、ちょっと齟齬が生じてしまっております。わかりにくくて大変申しわけなかったです。こちら②のほうでは、真砂図書館のみの導入なんですけれども、セルフ予約棚と自動返却機を入れるために、全館の資料にICタグを貼付する前提で計算してございまして、初期費用1億500万円のタグ貼付費用を含めております。これがもし真砂中央図書館のみのICタグの貼付となりますと、恐らく概算で大体1,800万から1,900万ぐらい、約24万冊の資料への貼付の費用がかかるかと思っております。ですので、その分は費用が節約できるんですが、そうしますと、今度、セルフ予約棚ですとか自動返却機の導入ができないということになると思っております。

○岩本委員 ありがとうございます。そうすると、3ページ目の5の(1)の全館で一斉導入する場合のコストということで、①と②の二つのオプションがある、ということでは

か。ありがとうございました。

○植松委員長 すみません、ちょっと追加ですが。運用経費とは何が積算されていますか。

○事務局（元木） ICタグの関連機器のリース料と、保守費用とシステム連携、図書館システムとの連携費用を含めてございます。あとはICタグの購入費用を含めてございます。

○植松委員長 新しく購入する本に貼付する。

○事務局（元木） 新着本に対する費用です。

○植松委員長 その①の場合は、全8館2室で買う本で計算していて、②の場合は真砂で新しく買う本だけで計算しているということですか。

○事務局（元木） そうでございます。はい。

○岩本委員 真砂で新しく買う本だけじゃないですか。②は全館資料です。リース料が多分違う。

○植松委員長 そうですか。

○岩本委員 リース料が多分違うんです。

○廣松委員 廣松です。最初に他区の状況というのが説明されているんですけど、この導入されている区で文京区と同じように至近距離に図書館を持っているところはあるんでしょうか。つまり、同様な状況のところがあれば参考になるのではないかということです。同じような状況があれば、全館導入しているのが例えば①のケースなのか、②のケースなのか。先ほどあった人件費の削減を考えると、例えばBDSゲートだけでみると年間2,000万円の経費がかかるとすると、こういうことを言っちゃいけないのかもしれませんが500万円の損失とするとBDSゲートだけやると費用対効果上は意味がない。お話にあったように絶版本を盗まれないようにどうするかということを考えればいいわけで、その管理に集中すればいい。だけど、本来は貸出のところをセルフ化することによって貸出サービス対応の人を、どこまで削減できるかという運用経費を見ていくことになると思うので、東京都の人口密集地域で同様な例があれば、そこを参考にした方がゼロから検討する、今まで計算できていませんというようなこともない。そういう事例があるんじゃないかと思うんです。中央図書館がどんとあって、そこだけ入れている事例を見ても仕方ないと思うので、そういう事例があればそれを出してもらった方がわかりやすいと思います。

○植松委員長 いかがでしょうか。

○事務局（根小屋） 検討してまいります。

○植松委員長 大田区は区内にたくさんの図書館を設置している区ですから。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○太刀川委員 太刀川です。導入のコストのお話を先ほどいただいたんですけども。これずいぶん細かく金額が出ているんですが、入札とかは行わずに、どこかの会社に決まっているということなんでしょうか。

○事務局（根小屋） 文京区が定めた契約等の規定に基づきます。

○植松委員長 いや、試算するときの価格としてはどういう設定、要するに定価ベースとかいろいろあると思いますけど。それはいかがでしょうかということだと思いますが。

○山崎委員 山崎です。幾つかの会社から見積もりをとって、それを参考に載せております。実際にもし導入するとなると、若干の誤差は、想定はされると思うんですね。

○太刀川委員 何社かされているということ、ICタグの事業は。

○事務局（根小屋） そうです。

○植松委員長 どうぞ。

○高柳委員 高柳です。蔵書点検って今、年に一度やっているんですか。そうするとICの場合、かなり早くなると思うんですけども。どのくらい早くなるんでしょう。

○事務局（元木） 大体、点検作業、休館自体は最長5日間ですが、点検をする作業自体は大体、大きいところでも丸3日ぐらいとなっております。ICタグ化した場合には、蔵書点検機器を何台買えるかというところではありますが、読み込みスピードが恐らく4倍ぐらいにはなるかと思えます。こちら10台購入する予定でおりますので、恐らく半分程度には十分短縮が可能かと思っております。ただ、機器をIC化しても最終的に読み漏れをしてしまったものというの棚当たりという作業がございまして、点検をした後に行方不明になっているもののリストが何百件も出てきまして、それは実際にただの読み漏れなのか、本当に書架からなくなっているのかというところは、どうしても人の作業になりまして、大規模なところだと3時間程度かかります。そういったところから、劇的に半日で終わりますというようなことは、残念ながら申し上げることはできないと思いますが、恐らく半分程度になるかとは想定しております。

○高柳委員 ありがとうございます。

○植松委員長 先ほどご説明ありましたように、このセルフ化によりまして、特にICタグを使いますと、自動貸出、自動返却が簡単であることから、初期に導入された千葉県の富里市では、当初段階で60%ぐらいがセルフ式で行われていると報告されていますので、

北嶋委員ご質問のように、その部分を人的なより手のかかるサービスに回すということができるとするのがメリットかと思えます。

それでは、この件は、続けて検討を重ねていただくことにします。

ここで、きょう机上配付の資料第 11 号、閲覧席等について、ご説明をいただきます。

○事務局（鈴木） 事務局真砂中央図書館で計画担当をしております鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座ったまま話をさせていただきます。

資料第 11 号のお話をさせていただく前に、きょうの大きな議題であります ICT 化というところで、電子書籍と IC タグのことのお話をさせていただいたんですけども、このほかにも例えば読書の履歴、利用者の方それぞれの読書履歴を見たいというような要望も大変多くいただいているところです。

これまで図書館のスタンスとしましては、個人情報保護という観点から、資料を返却されますと、その時点で読書の履歴、貸し出しの記録についてはデータを残さないということをやってきました。ただ、最近では、その部分と個人の読書の履歴の保存とを切り離れた形でできるようなシステムもできてきておりまして、導入している自治体も大変増えているところです。読書通帳等やり方は様々ではありますが、増えてきております。前回、利用者アンケートの中でも、読書履歴への要望が増えていると若干触れさせていただきましたが、こうしたサービスについてもご意見を頂戴できればと考えております。今回の資料にはございませんが、ICT 化の関連というところで、そういったご要望についてもご意見があれば、きょうでなくてもまた頂戴できればというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、資料第 11 号ですが、ICT 化とはちょっとかけ離れた感じのテーマに移らせていただくのではありますけれども、やはり今後の図書館のサービスをどうしていくかということを考える上で、非常に大きなテーマになってくるかということで、今回、提示をさせていただくということになっております。

席上に配付させていただきました資料第 11 号ごらんください。

上部の表でございませけれども、こちらは文京区立図書館各館の延べ床面積と、閲覧席の数、それからインターネットの端末を配置した席の数の一覧でございます。

閲覧席数の内訳といたしまして、机がある席と机のない席ということでソファやスツールなども含めてこれだけの数があるということでお示しをしております。

また、机のある席のうち、パソコン用に電源、コンセントを備えた席の数を内数という

ことで括弧書きをして提示をさせていただいております。ただ、パソコン等の使用につきましては、電源のない席でも一部使用可となっておりますので、これ以外にもパソコンを使っていただくことができるようにはなっております。

また、この表ですけれども、ホールですとか集会室などの座席数は含んでおりません。現在の文京区の図書館の状況をまず見ていただくということで、こちらの表を書かせていただきました。

現在、文京区立図書館では座席についての位置づけといたしまして、図書館資料を閲覧するための席であるということを前提としております。したがって、学習席ですとか自習席と呼ばれるような席は基本的にはないということで行っております。ですけれども、やはり学習席を設置してほしいというようなご要望はたくさんいただいているところです。これは学生の方が勉強するためというようなこともございますし、最近では社会人の方でも勉強したい、資格を取りたいというようなことのために図書館の席を使って勉強したいという方も増えているようですし。また、定年退職をされてから図書館で思い思いの時間をお過ごしになると、比較的長い時間を図書館にいらして過ごされるという方がやはり増えてきているなという印象を持っております。

そういった状況の中で、今後、閲覧環境の整備をどのようにしていったらよいかということになってまいります。文京区の図書館は貸出中心ということでサービスをしておりますが、もう一つ、館内での閲覧サービスということもあるわけです。しかし、先ほど申しましたように学習席、自習席というようなものはないというところでは、長時間滞在されるというよりは、図書館にいられて資料を見ていただいて、借りて帰られるということをお前提につくられたということがございます。今後もそういった延長線上で進んでいくのか、あるいは一定程度図書館に滞在型と言いますか、長く図書館にいて調べ物をしたり、本を読んだり、あるいは音楽を聞いたりというようなことをして過ごされるのかというところで、分岐点になってくるというふうに思っているところです。

資料にございます座席の種類というところですが、最近の他の自治体などの傾向なども見た上で書かせていただいております。キャレル席と申しますけれども、一人机が増えてきているということがございます。真砂中央図書館も改修をした際に、キャレル席を増やした経緯がございます。その一方で、グループで何か学習をしたり研究をしたりというためのグループ席を設けるということも最近の傾向の一つのように思っているところです。

さらには、研究用の個室といったようなものを持っている図書館も最近は出てきております。また、現在もパソコンなどを使用できる席と使用できない席というふうに分けてはおりますけれども、さらに一步進めて一切の機器類を使用できない、非常に静寂の中で資料を閲覧する、本を読むといったような環境をもった部屋を設ける、そういった図書館も近年では非常に増えてきているということになります。

やはり、それにはそれ相応のスペースですとか、すみ分けるだけのエリアをどういうふうに分けていくかといったようなところも検討しなければいけない部分ではあるのですけれども。こういったすみ分けの仕方というのが課題の一つと考えております。

また、資料に対応した座席ということで、例えば参考図書を見るための席であるとか、地図を広げて見るための席、あるいは新聞や雑誌をごらんいただくための席というような分け方というのもまた考える必要が出てくるかと思えます。文京区の図書館でよくある苦情の一つなのでありますが、新聞をめくる音がうるさいということで、利用者さん同士がトラブルになるというようなことも、各館でございます。そのために、新聞席を通常の閲覧席と離れたところにもっていったりですとか、そういった工夫もしているところではありますが、そういったトラブルを防ぐためにも、一定程度すみ分ける必要があるというふうにも考えているところです。

また、利用者ごとに対応した座席の持ち方ということもあろうかと思えます。今現在でも児童のスペース、お子さんが利用するためのスペースですね。これは独立したスペースを持っている館も多くなっているのですけれども。それに加えてYA（ヤングアダルト）、10代の方たちのためのスペース、あるいは障害をお持ちの方が利用しやすいような座席の持ち方、そういったものも、当然、今後改修改築ということを検討する上では必要になってくることになるかと思えます。

また、長時間図書館に滞在をされるということになりますと、当然、食事をとるということも必要になってくるということで、飲食スペースをつくってほしいというようなご要望も多くなっている、これもまた事実です。現状ですと、せっかく席をとって、そこで何か調べものをしたり、読書をしたりということができて、例えばお昼の時間帯になって食事がしたいということになりますと、図書館の外へ出ていくことになりますので、その間、席をあけることになります。そうしますと、食事が終わって図書館に戻ってきても、もう次の方、ほかの方が座られていて、席があいてないというようなことがあるので、ちょっとした軽食が例えばカフェをつくるかそういうことだけではなく、何かちょっと食

べられるだけの座席は閲覧席とは別にあったらいいなというようなお声は最近増えてきております。

そういったスペースが必要なかどうか、これをまた図書館の規模との関連がございまずので、なかなか今これだけの規模の図書館をつくりますということが申し上げられないような状況の中で、どれだけの席が必要かというのを検討するのはちょっと難しいところではあるんですけども、優先順位をつけるような形で今後どういった図書館サービスをするということも含めて、どういった席が必要かということも考えていけたらと思っております。

また、これも最近の傾向ですけれども、予約制の導入が随分図られております。自治体によっては、在住の区民であれば、自宅のパソコンやスマートフォンを使って空き状況を確認して予約をして、来館してその席を使うというようなこともできるようになっておりますし、館内のシステムを使って予約をするということもできるようになっております。こういった予約制の導入をすることによって効率的にあるいは全く不公平感のないように一定の時間をその席を使って過ごしていただくことができるようになれば、それもまた合理的であると考えられるかと思えます。

最後に、Wi-Fiの整備についてですけれども、今年度全館でフリーWi-Fiに対応できるよう、今、準備を進めているところでございます。環境の整備というのも今、機能向上の検討をいただいているところですが、同時並行的に私どもで進めていくということで、報告させていただきました。

今日は時間がありませんので、次回につなげるということになるかもしれませんが、提案とさせていただきます。ありがとうございました。

○植松委員長 ありがとうございました。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。どうぞ。

○原委員 保護者会の原です。先ほど、学習席、自習席がないという前提で席を設置しているというお話でしたが、実態としては自分もいつも全部を見ているわけではないのでわからないんですけども、基本的に自習・学習をしている人は実際には多いし、じゃあ、そこはあなたたちの席じゃないんですよということは実質的にはないし、するのもしかなと思うんですけど、していないという理解でおります。ただ、結局、席が足りてないんじゃないかな、ということを目撃して感じているので、結局、自習・学習をしに来た人を受け入れるかどうか、受け入れないという選択肢は余りないのかなと個人的

には思っています。そこを踏まえて、要は受け入れる形がベターだなと思いますが、そういう形で考えていかれるといいのかなと。結局そうしないと、そこにある本を読むために席を導入しても席が結局ないよという状況に現状ではなっちゃうと思います。

加えて、ここには席のことを書いておりますけれども、席に座れない、幼児のことですね、紙芝居を読むと、そういったところで対面朗読に近いのかもしれませんが、カーペットに座れるエリアとか、そういったことを考えていただければと思います。

○植松委員長 どうぞ。

○岩本委員 小学校PTAの岩本です。予約制の導入について教えていただきたいんですけども。一定のお金とかとりますか。

○事務局（鈴木） 事務局鈴木です。図書館無料ということが大原則でありますので、予約制につきましては、今お金をもらっていることはございません。

○岩本委員 ということは時間であいているときという感じですね。2時間とか4時間とか。わかりました。

○植松委員長 現在、図書館を運営されている方として、この座席に関して利用者からのご意見ということで、お二人の館長にご発言いただきたいと思います。いかがでしょう。

○山田幹事 図書館流通センターの山田です。小石川図書館は3階部分に閲覧席を設けております。やはり曜日によりますけれども、多くの方というのがいます。学生さんも社会人も、もちろん資料をごらんになっている方も、資料はご自身が持ってきている方もいらっしゃいます。図書館というのは、本当にそういう場であっていただきたいと思っております。基本的には利用者マナーを守っていただければ、どなたも自由に使える場になっていきたいと思っております。ただ、ほかの方にご迷惑にならないようにというところだけは注意はしています。

ただ、一方で、近年はグループ学習といいますか、大学なんかでもたくさんそういった取り組みがされていらっしゃると思います。子どもたちあるいは学生さんが声を出してディスカッションをしながら資料を調べることがとても多くなってきていて、必要なことだと思います。本当に場所が限られた中でそういった場所があればいいなという夢のような話で大変恐縮なんですけど、多少はそういった声に出せる席と、それから静かにしたい席と分けることができるというご要望などをたくさんいただいておりますし、個人的にもそういうふうに思っております。以上です。

○植松委員長 ありがとうございます。山口幹事いかがでしょうか。

○山口幹事 山口です。自習などができる図書館が非常にすくないんですね。本郷図書館は逆に複合施設であり、地域活動センターと一緒にここにはある程度机やテーブルがあって、図書館内の席がいっぱいであれば、そちらの空いているところで自習される方がよく見受けられます。図書館と一体型の複合施設では、そういう人たちが上手に活用していると思います。

○植松委員長 ありがとうございます。この閲覧席等については、引き続き検討することとします。

本日は、今後の図書館の機能向上とその手段としてのデジタル資料の提供、それからＩＣタグを用いた蔵書管理、そして座席の数と種類ということについて、さまざまご意見がありました。次回までに事務局でまとめていただき、また検討を深める材料としたいと思います。

#### 4 その他

○植松委員長 それでは、最後に事務局からご説明をいただきます。

○内藤中央図書館長 それでは、事務局から本日の最後に連絡事項がございます。

今回のこの会の会議録でございますけれども、案の作成に約２週間程度お時間をいただきます。でき上がり次第お送りさせていただきますので、ご確認をお願いしたいというふうに思います。

次回の第３回の委員会につきましては、７月２９日月曜日で開催を予定してございます。ご通知は後日お送りする予定でございます。議題は本日から引き続きまして、今後の図書館機能のあり方についての第２回ということになります。本日の議論につきまして、さらにご意見を述べたいというようなことや、またこういったテーマでの議論がしたいという意見がございましたら頂戴したいと存じておりますので、当方より、その様式をメールもしくはファクシミリで送信させていただきますので、それにご返送いただければと思います。意見提出票という形でご送信いただければと存じます。

あと、前回の会議録につきまして、作成できたものを皆様にお配りしておりますので、こちらのほうもご確認いただきまして、修正のある場合は赤で書いていただければと思います。もし、修正のない場合は次回お持ちいただかなくても結構です。次回いらっしゃるときに赤字で書いたものをお持ちいただければと思いますので、どうぞご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○植松委員長 どうぞ。

○廣松委員 第1回の際に会議の日程がありましたが、9月以降発表されてないんですけど、できるだけ早くご通知いただければと思います。10月は、まだ先でいいんですが予定が入ってきますので、会議に参加するために早めに教えていただければと思います。

○内藤中央図書館長 そうですね。事務局といたしましても、日程がわかり次第、早急にお送りする予定でございます。

○植松委員長 どうぞ。

○太刀川委員 議事録についてなんですけれども、館長様は前回いらっしゃらなかったんですが、公開されるのは自己紹介のところからなんですか。

○内藤中央図書館長 基本的には、やはり会議録は全文公開ということにはなるんですが、ただ、個人情報にかかわる部分については、一定、全体の下承を得た上で、特定されてしまうとかそういった部分など、配慮はできるかと思います。

○植松委員長 具体的にはどのようなことでしょうか。

○太刀川委員 いえ、公開されることは存じ上げていたんですけれども、一言一句まさか自己紹介まで挙がるとは思ってない発言でしたので。録音もその後に、「今から録音が始まります」というお話でしたし、ちょっと心配している内容もございまして。

○内藤中央図書館長 お読みいただいて、気になる部分はどうぞお書きいただいて、ご相談に乗れるのではと思っています。

○山崎委員 会議に関係ない自己紹介などにつきましてはほかの議事録を参考にさせていただきますと思います。

○植松委員長 どうぞ。

○原委員 原です。今後取り上げたい議題があればというお話だったかと思うんですけれども、逆に質問になってしまって恐縮なんですけど、本当にこれからどういう議題を取り上げていくのかがわかれば、じゃあここもという話になるかと思うんです。

○内藤中央図書館長 まず、今の段階で考えておりますのは、まず座席の話、これは今までの文京区立図書館の中では無かった、蔵書の本をお読みいただくという位置づけから、他の目的による利用へというところで、その部分の議論というのを一定していただきたい。そして、冒頭にも申しましたけれども、それぞれ委員の方からいただいた意見というのがありますが、それに対して回答など対応する部分というのがございます。今のところ

ろまず大きな部分としてはそこですが。それを次回にお話できればと思います。そして9月以降になりますと、前回、前任の川崎館長から話があったかと思いますが、こちらのほうでの調整であるとか、そこが済みましたら9月以降になりますと小石川図書館についての検討に入っていくというふうに進行していければと考えてございます。

○原委員 今、そういうことまでは考えているというみたいですね。

○植松委員長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議はこれで閉会とします。どうもありがとうございました。